

新営一般庁舎面積算定基準【概要】

目的

この基準は、庁舎及び敷地の適正な規模を確保することにより、官庁施設（国家機関の建築物及びその附帯施設）における利用者の利便の確保と執務能率の増進を図ることを目的に、企画立案において一般的な事務庁舎の事務室等の面積を算定する方法を定めたものです。

主な内容

- ・敷地面積、執務面積、付属面積、設備関係面積、交通部分及び車庫の面積の算定方法

主に使用する時期

- ・企画立案段階

適用方法

- ・企画立案において、一般的な事務庁舎の事務室等の面積を算定する際に計画内容に応じて適用します。

適用に当たっての留意事項

- ・この基準は、一般的な事務庁舎の事務室等の面積を算定する方法を定めたものです。官署ごとに固有の業務に必要な諸室については、実情に応じて必要な面積を適切に算定する必要があります。